沖縄住民に自決権を

『ロシア革命における民族問題』（未発表）より

2011年　南雲

沖縄の基地問題は、しばしば安保の問題として語られている。しかしながら、沖縄に米軍基地が集中している現実は、歴史的差別と抑圧を理解することを通して、その本質を理解することができる。この点について少し述べておく。沖縄は、「日本固有の領土」ではない。

奄美、沖縄、宮古、八重山は、かつて独立した琉球王国であった。多面的な交易によって栄えた琉球王国は、いわば「善隣外交」をとっており、武力的侵略には弱かったといえる。1609年、薩摩藩は、幕府の承認のもとに、琉球王国を侵略した。そして薩摩は、奄美を直轄領とし（幕府には内緒）、琉球を属国化したのである。薩摩の目的は、中国（明）との貿易利益を収奪することにあった。当時、日中国交は途絶しており、冊封・進貢貿易を行っていた琉球王国に目をつけた薩摩は、征服した土地を尚王家に貸し与える形で、形式上は王国を残したのである。中国貿易と砂糖との収奪こそ、倒幕を実現した薩摩藩の力をもたらしたといっても、過言ではない。なお、奄美が、琉球でもヤマトでもない地位におかれたことに留意されたし。また、1850年代に琉球王国は、アメリカ、フランス、オランダと修好条約を締結したことも記しておく。

明治政府は、廃藩置県の翌年（1872年）、一方的に、琉球王国を、尚泰を藩王とした琉球藩にする。「他の藩が大蔵省の管轄（内務省の設置は翌1873年）だったのとは異なり、［琉球藩は］外務省の管轄となった」（『＜日本人＞の境界』小熊英二）。すなわち、日本政府にとって琉球は、外交・軍事問題として重要だったのである、

台湾侵略（1874年）、江華島（カンホワド）事件（1875年）を経て1879年、日本政府は暴力的に琉球を併合し、沖縄県とした。いわゆる「琉球処分」である。当然、中国（清）はこれに抗議した。中国にしてみれば、太平洋進出を遮断されることになるからである。琉球処分は国際問題化していく。アメリカ前大統領グラントが調停を行い（分島案）、「イギリス外交官は日清両独［属か？］の状態を温存することについて、サント・ドミンゴ（今のドニカ［ママ］共和国）の例――当時いわば米西両属ともいうべき地位にあった――をあげて、日本の琉球処分を阻止しようとした」（国立国会図書館調査立法考査局『沖縄復帰の基本問題』）。日本で出ていた英字新聞から、さらには、『ロンドン・タイムズ』紙、『ニューヨーク・ヘラルド』紙でも論争があった。

「当時にあっては、琉球人が『日本人』であることをつよく主張していたのは、日本政府だけであった」（小熊前掲書）。琉球人を「日本国属民」と公法上に明文化したのは日本軍の台湾侵略に関する日中協定が最初である。しかし、「大隈重信や木戸孝允も、琉球人は『日本人』ではないと主張し」（同）、台湾侵略に反対した。当然ながら、琉球王府も琉球処分には頑強に反対した。彼らにとっては、薩摩にしても日本政府にしても、エイリアンであることに変わりはなかった。

琉球処分に際して、日本政府が出した声明がある。このたび、山口栄鉄『琉球王国の崩壊』（榕樹書林2002）によって、その全文を読むことができた。それはまず、地理上、言語上、宗教上、風俗上の

琉球と日本との近接さを指摘し、次いで、古来より「南海の島々」は天皇に入貢していたこと、初代琉球王は源為朝の子であること（！）が述べられている。[1]　そして、琉球が長年にわたり薩摩に服属してきたことを述べ、中国が両属だったと思っているとすれば、それ中国が琉球にだまされていたにすぎない（！）とした。最後に、「わが国は軍事力、武力によって琉球を屈服せしめ、従属せしめた」ことを誇っている。

しかし、この声明のベースとなった調査書には、「人種・言語・風俗・宗教など……各項目ごとに、顧問が学問的立場から回答を寄せている……が……、日本と琉球の類似性を裏づけるための諮問が行なわれているにもかかわらず、回答のほうはそのほとんどすべてに否定的だった」（同）という。

1880年から始まる日中交渉において、日本政府は、日本を最恵国待遇国にしてもらうことを条件に、宮古・八重山を中国に譲るとの提案を行った（締結寸前に破産）。つまり、琉球を切り売りしようとしたのである！　琉球内には親中国派も多かったのであるが、琉球をめぐる日中抗争は、日清戦争で決着がつけられた。

以降の歴史については、次の諸点だけ指摘しておく。歴代県令がヤマトンチューで占められたこと、参政権や県制度（市町村制）の施行が「本土」より数十年遅れであったこと、「方言札」に示されるように同化が強制されたこと、沖縄県経営が後の台湾、朝鮮の先例となったこと、そして、沖縄戦において多大な犠牲を強要されたこと。

米英中三ヵ国によるカイロ宣言（1943年）には、「日本国は又暴力および貪欲に依り日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし」と記されていた。また、アメリカ側は、「沖縄人を『日本人』とは異なる少数民族であるとみなしていた」（同）。

「沖縄統治についてははじめから軍事色が濃かったうえに、激戦の混乱がそれに拍車をかけ……、実戦部隊により軍政が敷かれていった」（同）。沖縄県は「敗戦廃県」（山口栄鉄）となる。1946年1月、マッカーサーは、沖縄の分離を明確にした。

他方、日本においては、「1947年に、……沖縄関係のほとんどの事務は外務省に移管されることとなった」（同上）。また、天皇メッセージは、沖縄をアメリカが半永久的に統治するよう希望した。

そして、サンフランシスコ条約第3条は、「北緯29度以南の南西諸島」などの米軍統治を認めるものであった。すなわち、日本は、これらの島々を売り渡すことによって、独立を回復したのである（1953年に奄美が「返還」され、北緯27度線が「境界」となった）。重要なのは、この時以降1972年まで、沖縄・宮古・八重山には、日本国憲法も日米安保条約も適用されていないことである。

「アイゼンハワー大統領は1954年1月7日に、沖縄基地無期限保有論を宣言した」（前出『沖縄復帰の基本問題』）。沖縄において、「銃剣とブルドーザー」による基地拡大が進行する。これへの沖縄人民の反対は、「島ぐるみ闘争」へと発展した。時の首相鳩山一郎は、「米国が代替地を世話するようあっせんしたい」と述べたが、すぐに、「私の言う代替地は内南洋にするとかいう具体策があってのこと

---

[1]　〈為朝伝説〉は　、〈義経伝説〉（義経は平泉では死んではおらず、大陸に渡りジンギス・カンになった、というトンデモ説）とともに、『義経伝説と為朝伝説』（原田信男　岩波新書2017）に詳しい。いずれの〈伝説〉も、支配の正当化として“捏造”されたという共通性を持つように思われる。〈義経伝説〉は満州支配の、〈為朝伝説〉は琉球支配の。（2018　江口）

ではない」と身をかわしている。無責任性は、鳩山一族に一貫しているのであろう。「1957年6月の岸・アイク会談は、……沖縄問題の解決は日米両首脳の接衝を通じてのみ、実現されるというルールを確立しようとした」（同）。

復帰運動そのものへの言及は割愛するが、それに関連する日本共産党系の学者について述べておきたい。一つは、1950年代に入って単一民族論を合唱し始めたことである。日本共産党は、1946年に「沖縄民族の独立を祝うメッセージ」を発表していたが、この時期には完全に転換していた。もう一つは、琉球処分の評価についてである。それが暴力的併合であったとすれば、「返還」要求の国際的根拠はなくなる。日本共産党系の学者は、民族的統一の進歩性ということで、これを正当化した。

安保条約締結から1972年までの間に、日本では米軍基地が10分の1に減少したが、沖縄では倍に増えている。つまり、負担を沖縄に押しつけて、日本が安保の「恩恵」にあずかったのである。さらに、沖縄にも安保条約が適用された1972年以降においても、「本土」と沖縄の基地削減率には極端な差がある。そればかりではない。自衛隊も沖縄に進駐した。

普天間基地の移設問題について、大田昌秀元沖縄県知事は次のように述べている。「米陸軍省と海軍省は、……66年から67年にかけて普天間基地や那覇軍港を含め嘉手納以南の基地を北部のキャンプ・シュワブ沿岸一帯に集約し、陸・海・海兵隊の一大軍事拠点を造る計画を立てた。しかし、当時は日米安保条約が適用されていなかったため、移設費も建設費も米軍が自ら負担しなければならなかった。……それが今や……すべて日本持ちでできるようになった。……米軍が辺野古に固執して止まない所以である」（「普天間飛行場の閉鎖、移設問題を読み解く」『部落解放』2010年7月号）。

「徳之島案」は、二重の意味で犯罪的であった。第一に、「琉球でもないヤマトでもない」奄美をターゲットとしたこと。第二に、奄美と沖縄の対立を煽ったこと。

奄美・沖縄・宮古・八重山の住民は、「琉球人」という呼称に抵抗があること、奄美と沖縄との間にはわだかまりがあることなどを考慮し、奄美・沖縄・宮古・八重山を琉球弧と呼ぶこと――我々はこのことを大分前に確認している。琉球弧の地位決定について、当該住民の意思が尊重されたことは、一度もない。現在も、多数決原理によって封殺されている。我々は、琉球弧住民の（奄美・沖縄・宮古・八重山各住民の）自決権を支持する。琉球処分の撤回、基地問題は沖縄住民に決定させよ。「地域主権」を高唱する自由主義者であっても、国防は別だと言うであろう。だからして、独立の自由をも含めて支持しなければならない。このことを出発点としてのみ、琉球弧住民とヤマト民族労働者の団結は勝ち取られうる。

琉球弧住民は民族なのかという形而上学的議論に対しては、被併合住民であることだけで自決権の主体たりうると答えておこう。問わねばならないのは、支配者の都合によって境界を変えてきた「日本人」とは何かということの方である。また、時と場合によっては、国連憲章、植民地独立付与宣言、国際人権規約が「ピープルズの自決権」と明記していることを利用し、琉球弧ピープルの自決権とするのもアリ。

一般に「人種差別撤廃条約」と呼ばれている条約の正式名称は、「International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination」（ICERD、あらゆる形態のレイシャルな差別

の撤廃に関する国際条約）という（1965年成立）。その第1条第1項は、レイシャルな差別（RD）を、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限または優先」と定義している。

1995年、日本は、第4条ⓐⓑを留保してICERDを批准した。第4条ⓐはRDの煽動を犯罪であるとし、同条ⓑはRD団体・運動を違法であるとしている。日本政府の見解は、アイヌだけがICERDの適用対象だというものである。しかし、2001年のRD撤廃委員会では、沖縄住民も適用対象であるとの意見が大勢を占めた。

【注　定義の「世系」については、インドのカーストが例とされており、被差別部落民も適用対象とすべきことが勧告された。】

また、2008年、自由権規約委員会も、琉球／沖縄について権利を認めるよう勧告している。

話がそれるが、2008年2月17日、コソヴォ政府は独立宣言を発した。「この独立宣言は、1990年代に独立した諸国の宣言とは異なり、民族自決に基づくものでないことが示されていて興味深い」（「バルカンのナショナリズム」　柴宜弘　『ナショナリズム論・入門』所収　有斐閣アルマ）。つまり、「自決権をアルバニア人という民族に結びつけるのではなく、コソヴォという地域に住む住民に結びつけ」（同）ているのだという。レーニン地方自治論の発展版と言えるかもしれない。レーニンの場合、中央集権的民主共和政が前提となっていたが、そのような条件が無い場合、「地域自決」も可能だということだろうか。しかし、「コソヴォの独立を承認した国の数は国連加盟国の3分の1にも達していない」（同）らしい。[2]

---

[2]　2018.02.17毎日新聞「【ウィーン三木幸治】コソボは17日、2008年のセルビアからの独立宣言から10周年を迎えた。ハラディナイ首相は特別閣議で演説し、「宗教や民族の違いを尊重して連携し、困難を乗り越えていく必要がある」と強調、アルバニア系住民とセルビア系住民との融和を訴えた。また紛争の犠牲者を悼み、今後10年間で、経済発展と若者の就職率向上に努める考えも示した。

1999年にコソボ紛争が終結した後、国際社会の地位交渉がまとまらず、コソボは08年に一方的に独立宣言。セルビアとの関係正常化や、国内の民族対立などが課題として残っている。米国や西欧諸国、日本など116カ国が独立を承認したが、セルビアやセルビアの立場を支持するロシア、中国は独立を認めていない。」